



熊本県公報

号外 第18号
令和6年(2024年)
3月15日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示
○ 令和5年度(2023年度)予算及び令和6年度(2024年度)予算の要領…………… (財政課) 1

告 示

熊本県告示第349号の2

令和5年度(2023年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算並びに令和6年度(2024年度)熊本県の一般会計の予算及び特別会計の予算が令和6年2月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和6年(2024年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

令和5年度熊本県の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,239,167千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ973,329,714千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		167,099,482	△ 2,429,195	164,670,287
	1 県 民 税	46,416,037	469,885	46,885,922
	2 事 業 税	42,631,187	385,731	43,016,918
	3 地方消費税	32,134,888	△ 2,403,442	29,731,446
	4 不 動 産 税 取 得 税	4,926,544	△ 906,590	4,019,954
	5 県たばこ税	2,167,585	23,833	2,191,418
	6 ゴルフ場 利 用 税	609,696	23,008	632,704
	7 自 動 車 税 取 得 税		46,115	46,115
	8 軽油引取税	14,750,127	△ 592,285	14,157,842
	9 自動車税	23,299,716	533,576	23,833,292
	10 鉦 区 税	9,548	1,567	11,115
	11 狩 猟 税	17,838	179	18,017
	12 産業廃棄物税	136,316	△ 10,772	125,544
2 地方消費税 清 算 金		89,912,150	△ 4,110,802	85,801,348

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 地方消費税清算金	89,912,150	△ 4,110,802	85,801,348
3 地方譲与税		28,605,642	3,852,837	32,458,479
	1 特別法人事業譲与税	25,980,412	3,789,606	29,770,018
	2 地方揮発油譲与税	2,192,765	26,321	2,219,086
	3 石油ガス譲与税	66,504	△ 3,657	62,847
	4 自動車重量譲与税	191,252	40,119	231,371
	5 森林環境譲与税	162,082	2	162,084
	6 航空機燃料譲与税	12,626	446	13,072
4 地方特例交付金		923,857	46,647	970,504
	1 地方特例交付金	923,857	46,647	970,504
5 地方交付税		225,679,069	5,693,207	231,372,276
	1 地方交付税	225,679,069	5,693,207	231,372,276
6 交通安全対策特別交付金		286,321	△ 38,933	247,388
	1 交通安全対策特別交付金	286,321	△ 38,933	247,388
7 分担金及び負担金		5,137,650	△ 163,848	4,973,802

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 分 担 金	849,109	△ 32,159	816,950
	2 負 担 金	4,288,541	△ 131,689	4,156,852
8	使用料及び 手 数 料	8,825,930	17,562	8,843,492
	1 使 用 料	6,372,643	△ 8,963	6,363,680
	2 手 数 料	2,453,287	26,525	2,479,812
9	国庫支出金	231,245,864	△ 34,684,962	196,560,902
	1 国庫負担金	49,459,416	△ 2,829,037	46,630,379
	2 国庫補助金	180,032,847	△ 31,451,867	148,580,980
	3 国庫委託金	1,753,601	△ 404,058	1,349,543
10	財産収入	1,694,698	37,047	1,731,745
	1 財 産 運 用 収 入	1,057,779	△ 5,187	1,052,592
	2 財 産 売 払 収 入	636,919	42,234	679,153
11	寄 附 金	1,136,421	83,550	1,219,971
	1 寄 附 金	1,136,421	83,550	1,219,971
12	繰 入 金	64,769,768	△ 25,577,478	39,192,290

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 特別会計 繰入金	225,983	△ 29,013	196,970
	2 基金繰入金	64,543,785	△ 25,548,465	38,995,320
13 繰越金		7,125,882	12,776,454	19,902,336
	1 繰越金	7,125,882	12,776,454	19,902,336
14 諸収入		70,144,147	△ 725,984	69,418,163
	1 延滞金、加算金 及び過料等	122,592	4,052	126,644
	2 貸付金 元利収入	54,910,481	△ 543,206	54,367,275
	3 受託事業 収入	2,581,261	△ 162,940	2,418,321
	4 収益事業 収入	3,062,156	△ 379,776	2,682,380
	5 雑 入	9,465,165	355,886	9,821,051
15 県 債		101,982,000	13,984,731	115,966,731
	1 県 債	101,982,000	13,984,731	115,966,731
歳 入 合 計		1,004,568,881	△ 31,239,167	973,329,714

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,667,516	18,369	1,685,885
	1 議 会 費	1,667,516	18,369	1,685,885
2 総 務 費		60,327,982	11,252,782	71,580,764
	1 総務管理費	20,661,132	11,906,045	32,567,177
	2 企 画 費	13,389,053	454,054	13,843,107
	3 徴 税 費	8,994,009	△ 636,446	8,357,563
	4 市 町 村 振 興 費	12,639,914	△ 263,468	12,376,446
	5 選 挙 費	1,776,408	△ 212,561	1,563,847
	6 防 災 費	2,090,072	△ 1,577	2,088,495
	7 統 計 調 査 費	428,446	△ 15,653	412,793
	8 人 事 委 員 会 費	181,942	1,863	183,805
	9 監 査 委 員 費	167,006	20,525	187,531
3 民 生 費		110,448,422	△ 1,801,345	108,647,077
	1 社会福祉費	61,378,090	△ 200,158	61,177,932

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	43,338,293	△ 1,734,574	41,603,719
	3 生活保護費	4,931,717	473,008	5,404,725
	4 災害救助費	800,322	△ 339,621	460,701
4 衛生費		127,636,657	△ 38,188,717	89,447,940
	1 公衆衛生費	112,201,236	△ 37,824,014	74,377,222
	2 環境衛生費	12,468,135	△ 328,202	12,139,933
	3 保健所費	1,625,916	9,323	1,635,239
	4 医薬費	1,341,370	△ 45,824	1,295,546
5 労働費		3,969,070	△ 234,904	3,734,166
	1 労政費	228,837	6,073	234,910
	2 職業訓練費	3,318,127	△ 232,407	3,085,720
	3 失業対策費	309,646	△ 9,238	300,408
	4 労働委員会費	112,460	668	113,128
6 農水産業林費		78,399,744	△ 3,432,402	74,967,342
	1 農業費	19,498,453	△ 221,092	19,277,361

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	3,371,524	△ 79,666	3,291,858
	3 農地費	27,957,739	△ 2,042,086	25,915,653
	4 林業費	20,063,911	△ 440,184	19,623,727
	5 水産業費	7,508,117	△ 649,374	6,858,743
7 商工費		78,019,981	△ 1,551,588	76,468,393
	1 商業費	60,691,250	△ 351,566	60,339,684
	2 工鉱業費	13,995,840	△ 973,158	13,022,682
	3 観光費	3,332,891	△ 226,864	3,106,027
8 土木費		122,383,048	△ 2,241,337	120,141,711
	1 土木管理費	2,882,320	9,278	2,891,598
	2 道路橋りょう費	51,694,744	△ 696,556	50,998,188
	3 河川海岸費	45,397,848	△ 3,196,565	42,201,283
	4 港湾費	7,156,893	994,949	8,151,842
	5 都市計画費	13,253,547	772,084	14,025,631
	6 住宅費	1,997,696	△ 124,527	1,873,169

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 警 察 費		40,906,106	390,266	41,296,372
	1 警察管理費	36,506,165	348,511	36,854,676
	2 警察活動費	4,399,941	41,755	4,441,696
10 教 育 費		144,138,687	△ 1,383,349	142,755,338
	1 教育総務費	30,238,987	1,419,181	31,658,168
	2 小学校費	36,949,298	△ 1,132,931	35,816,367
	3 中学校費	22,069,218	△ 593,138	21,476,080
	4 高等学校費	33,663,424	△ 896,514	32,766,910
	5 特別支援 学 校 費	14,412,750	61,772	14,474,522
	6 大 学 費	1,434,881	△ 35,743	1,399,138
	7 社会教育費	2,900,736	△ 191,276	2,709,460
	8 保健体育費	2,469,393	△ 14,700	2,454,693
11 災害復旧費		29,907,163	12,549,539	42,456,702
	1 総務災害 復 旧 費	611,824		611,824
	2 民生災害 復 旧 費	70,620		70,620

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 農林水産業 災害復旧費	10,208,258	△ 410,227	9,798,031
	4 商工災害 復旧費	207,806	2,683,141	2,890,947
	5 土木災害 復旧費	18,499,210	10,296,494	28,795,704
	6 教育災害 復旧費	306,441	△ 19,869	286,572
12 公債費		102,161,969	△ 2,310,429	99,851,540
	1 公債費	102,161,969	△ 2,310,429	99,851,540
13 諸支出金		104,402,536	△ 4,306,052	100,096,484
	1 繰出金	18,200,022	△ 266,528	17,933,494
	2 ゴルフ場利用税 交付金	427,643	15,250	442,893
	3 自動車取得税 交付金	15,207	33,059	48,266
	4 利子割金 交付金	48,417	△ 1,812	46,605
	5 地方消費税 清算金	31,613,233	△ 2,199,713	29,413,520
	6 地方消費税 交付金	45,176,462	△ 2,070,552	43,105,910
	7 配当割金 交付金	814,175	△ 107,448	706,727
	8 株式等譲渡 所得割交付金	648,845	75,717	724,562

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	9 軽油引取税 交 付 金	3,572,333	△ 217,305	3,355,028
	10 所 得 割 金 交 付 金	152,258	△ 19,845	132,413
	11 環境性能割 交 付 金	590,294	270,923	861,217
	12 法人事業税 交 付 金	3,143,504	182,202	3,325,706
歳 出 合 計		1,004,568,881	△ 31,239,167	973,329,714

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		147,924
	1 議 会 費	147,924
2 総 務 費		20,000
	1 選 挙 費	20,000
3 農 林 水 産 業 費		245,985
	1 畜 産 業 費	245,985
合 計		413,909

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 総 務 費		4,862,498	5,451,705
	1 総務管理費	767,675	877,163
	2 企画費	2,915,823	3,140,542
	3 市町村振興費	1,179,000	1,434,000
2 民 生 費		801,449	5,522,654
	1 社会福祉費	580,214	4,593,690
	2 児童福祉費	221,235	928,964
3 衛 生 費		1,285,612	2,942,565
	1 公衆衛生費	1,033,178	2,576,817
	2 環境衛生費	210,861	275,149
	3 医薬費	41,573	90,599
4 農 林 水 産 業 費		34,686,574	40,555,292
	1 農業費	2,009,351	6,055,825
	2 農地費	15,718,534	15,728,734
	3 林業費	13,012,196	14,606,693
	4 水産業費	3,946,493	4,164,040
5 商 工 費		350,122	2,951,613

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
	1 商 業 費	37,378	559,338
	2 工 鉱 業 費	7,792	1,928,293
	3 観 光 費	304,952	463,982
6 土 木 費		82,815,076	83,002,220
	1 土 木 管 理 費	808,282	804,139
	2 道 路 橋 り よ う 費	31,836,515	31,737,626
	3 河 川 海 岸 費	32,882,440	32,565,943
	4 港 湾 費	4,825,325	4,805,567
	5 都 市 計 画 費	11,567,654	12,273,002
	6 住 宅 費	894,860	815,943
7 警 察 費		32,203	119,635
	1 警 察 活 動 費	32,203	119,635
8 教 育 費		8,383,726	8,807,453
	1 教 育 総 務 費	81,728	264,354
	2 高 等 学 校 費	5,197,287	5,204,902
	3 特 別 支 援 学 校 費	2,326,911	2,459,457
	4 社 会 教 育 費	689,363	690,353
	5 保 健 体 育 費	88,437	188,387

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
9 災 害 復 旧 費		千円	千円
		17,995,152	20,708,802
	1 商工災害復旧費	55,000	2,844,644
	2 土木災害復旧費	17,940,152	17,864,158
合	計	151,212,412	170,061,939

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 著作物複写利用業務	令和6年度	千円 6,222
2 地域振興局局長宿舍等賃借	令和6年度	14,121
3 派遣職員宿舍等賃借	令和6年度	2,880
4 東京事務所職員宿舍等賃借	令和6年度 ～令和7年度	168,150
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	92,557 75,593
5 銀座熊本館運營業務	令和6年度	2,188
6 人権啓発業務	令和6年度	3,200
7 通訳等業務	令和6年度	5,844
8 県費留学生宿舍等賃借	令和6年度	480
9 性暴力被害者サポートセンター運營業務	令和6年度	23,766
10 犯罪被害者見舞金相談窓口関係業務	令和6年度	770
11 旅券発給業務	令和6年度	3,571
12 外国人サポートセンター運營業務	令和6年度	16,894
13 万日山緑地公園管理運營業務	令和6年度 ～令和8年度	1,185
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	395 395 395

事 項	期 間	限 度 額
14 御所浦地域活性化推進事業	令和6年度	千円 2,000
15 移住定住相談窓口関係業務	令和6年度	36,253
16 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道広報業務	令和6年度	4,311
17 軽自動車税申告受付等業務	令和6年度	17,995
18 防災消防航空隊隊員宿舍賃借	令和6年度	5,051
19 防災消防ヘリコプター運航等業務	令和6年度	189,439
20 職員採用試験会場賃借	令和6年度	1,113
21 職員等採用試験案内作成業務	令和6年度	765
22 消費者問題解決力強化事業	令和6年度	1,631
23 消費者生活再生総合支援事業	令和6年度	15,531
24 地球温暖化防止活動推進事業	令和6年度	1,400
25 産業廃棄物適正処理対策業務	令和6年度	660
26 エコアくまもと環境教育推進事業	令和6年度	14,042
27 水俣病総合対策事業等委託業務	令和6年度	73,892
28 U I J ターン就職相談窓口関係業務	令和6年度	42,211

事 項	期 間	限 度 額
29 障害者就業・生活支援センター運営業務	令和6年度	千円 51,722
30 若年無業者就労促進事業	令和6年度	7,027
31 ジョブカフェくまもと施設賃借	令和6年度	4,764
32 ジョブカフェくまもと関係業務	令和6年度	3,908
33 就職氷河期世代活躍促進事業	令和6年度	50,836
34 農業法人活動強化支援業務	令和6年度	5,320
35 認定農業者認定業務	令和6年度	4,052
36 県低利預託基金貸付金	令和6年度	224,426
37 熊本型特別栽培農産物認証等業務	令和6年度	9,226
38 地下水と土を育む農畜産物等認証業務	令和6年度	1,305
39 家畜改良増殖総合対策事業	令和6年度	21,843
40 畜産経営技術高度化推進事業	令和6年度	6,087
41 総合評価方式事前登録審査業務	令和6年度	15,041
42 ため池サポートセンター運営業務	令和6年度	10,000
43 森づくりボランティアネット運営業務	令和6年度	8,722

事 項	期 間	限 度 額
44 くまもと林業大学校運營業務	令和6年度	千円 82,364
45 水産動物種苗生産等水産振興業務	令和6年度	124,058
46 海外展開推進体制整備事業	令和6年度	10,017
47 物産展示場施設賃借	令和6年度	5,798
48 大阪圏県産品販路拡大業務	令和6年度	3,300
49 熊本・台湾企業相談窓口関係業務	令和6年度	5,108
50 小規模事業者等支援関係事業	令和6年度	5,507
51 大阪事務所職員宿舍等賃借	令和6年度	11,392
52 福岡事務所職員宿舍等賃借	令和6年度	2,160
53 インキュベーション施設運営事業	令和6年度	12,736
54 ビジョン推進団体運営事業	令和6年度	7,023
55 計量検定業務	令和6年度	15,594
56 九州観光機構派遣職員宿舍賃借	令和6年度	660
57 ツール・ド・九州事務局派遣職員宿舍賃借	令和6年度	672
58 クルーズ船観光客受入体制強化推進事業	令和6年度	5,517

事 項	期 間	限 度 額				
59 特定建築物等定期報告委託業務	令和6年度	千円 4,563				
60 住宅・建築物防災対策普及啓発委託業務	令和6年度	597				
61 市房ダム管理所職員宿舍賃借	令和6年度	432				
62 交番・駐在所等賃借	令和6年度	24,226				
63 教職員住宅用地賃借	令和6年度	171				
64 スクールソーシャルワーカー派遣事業	令和6年度	14,413				
65 県立学校舎監宿舍賃借	令和6年度	489				
66 特別支援学校看護師派遣委託業務	令和6年度	2,297				
67 県立学校用地等賃借	令和6年度	909				
68 電話相談室賃借	令和6年度	540				
69 なりわい再建支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、なりわい再建支援補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和6年度 ～令和9年度	4,800				
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	1,200 1,200 1,200 1,200				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>年2.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子助成率	3年以内	年2.0%以内	
期 間	利子助成率					
3年以内	年2.0%以内					

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 広報関係業務	令和6年度	千円 51,860	(補正前に同じ)	令和6年度	千円 60,053
2 首都圏広報業務	令和6年度	10,068	(補正前に同じ)	令和6年度	16,689
3 保健・医療・福祉 関係業務	令和6年度	34,934	(補正前に同じ)	令和6年度	1,136,871
4 大気汚染監視業務	令和6年度	1,493	(補正前に同じ)	令和6年度	2,033
5 しごと相談・支援 センター関係業務	令和6年度	9,806	(補正前に同じ)	令和6年度	10,845
6 離職者訓練等委託 業務	令和6年度	198,429	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和8年度	286,847
				年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	241,593 43,494 1,760
7 指定野菜価格安定 対策資金支払保証	令和5年度 ～令和6年度	735,674	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和6年度	738,958
8 国営土地改良事業 負担金	令和6年度 ～令和19年度	156	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和19年度	79,582
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度	 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度	 528 528 7,850 7,850 7,850 7,850 7,850 7,850 7,850 7,850 7,850 7,850 13 13
9 積算基礎資材単価 調査業務	令和6年度	46,000	(補正前に同じ)	令和6年度	66,600

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
10 企業立地促進費補助	令和6年度 ～令和9年度	千円 1,897,850	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和9年度	千円 2,483,850
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	973,350 324,500 300,000 300,000		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	1,200,000 683,850 300,000 300,000
11 警察関係業務	令和6年度 ～令和8年度	1,122,926	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和8年度	1,175,274
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	947,740 121,728 53,458		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	1,000,088 121,728 53,458
12 県営農地等災害復旧事業	令和6年度 ～令和7年度	2,400,000	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和7年度	2,420,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	1,400,000 1,000,000		年次別内訳 令和6年度 令和7年度	1,420,000 1,000,000
13 県有施設等管理業務	令和6年度 ～令和10年度	3,942,749	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和10年度	4,645,101
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	3,247,039 302,934 293,769 51,518 47,489		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	3,932,891 315,592 295,107 52,856 48,655
14 給食業務	令和6年度 ～令和7年度	227,293	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和7年度	326,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	114,930 112,363		年次別内訳 令和6年度 令和7年度	212,765 113,235
15 情報処理関連業務	令和6年度 ～令和10年度	2,362,922	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和10年度	3,655,009
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	1,360,900 704,577 187,564 57,740 52,141		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	2,651,370 704,742 187,729 57,740 53,428
16 事務機器等賃借	令和6年度 ～令和11年度	2,876,144	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和11年度	3,135,901
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	621,246 535,260 518,344 513,721 443,949 243,624		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	866,762 539,352 521,655 517,032 447,260 243,840

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域公共交通費 再編事業費	千円 40,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
児童相談所費 整備事業費	3,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
商工業施設 過年度発生国庫費 補助事業費	927,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
地下水観測施設 整備事業費	29,000			
ゼロカーボン 推進事業費	3,000			
動物愛護施設 整備事業費	176,000			
調 整 債	2,100,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	3,278,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療施設整備事業費	千円 1,000	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円			
職業能力開発校整備事業費	970,000	財務省、地方公共団体	以 内	含め30年以内	957,000			
土地改良国庫補助事業費	3,066,000	融機構、会社、その他	(ただし、利率見直し方式で	均等償還又は元金均等償還、	2,808,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	490,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還等	472,000			
農地防災国庫補助事業費	532,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	る資金について、利率の見直しを行った後に	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	518,000			
洪水防除国庫補助事業費	1,105,000	の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率の見直しを行った後に	は借換えをすることができ	1,104,000			
造林国庫補助事業費	483,000	(その他)	当該見直し後の利率)		450,000			
林道国庫補助事業費	625,000	工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。			564,000			
治山国庫補助事業費	3,408,000	の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。			3,064,000			
保安林整備国庫補助事業費	198,000	発行価格が額面金額を下			164,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	162,000	回るときは、その発行差額をうめるため			133,000			
漁港国庫補助事業費	1,064,000	必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。			943,000			
漁港海岸保全国庫補助事業費	45,000				44,000			(補正前に同じ)
観光施設整備事業費	230,000				132,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	10,232,000				8,968,000			
道路維持国庫補助事業費	3,579,000				3,334,000			
河川国庫補助事業費	3,794,000				3,250,000			
砂防国庫補助事業費	5,571,000				4,778,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	229,000				222,000			
港湾建設国庫補助事業費	1,600,000				1,579,000			
土地区画整理事業費	549,000				908,000			
街路国庫補助事業費	2,858,000				2,739,000			
都市公園整備事業費	212,000				204,000			
公営住宅建設事業費	441,000				380,000			
土地改良直轄事業負担金	776,000				1,057,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地海岸直轄事業 負担金	千円 503,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 470,000			
道路直轄事業 負担金	5,673,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	9,296,000			
河川直轄事業 負担金	5,403,000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は	5,998,000			
砂防直轄事業 負担金	1,012,000	その他	し方式で	元金均等償還、	934,000			
港湾直轄事業 負担金	714,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	1,629,000			
港湾直轄事業 負担金	714,000	証書借入又	る資金に	等	1,629,000			
福祉施設 過年度発生国庫 補助事業費	20,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県				
福祉施設 過年度発生国庫 補助事業費	20,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に				
教育施設 過年度発生国庫 補助事業費	59,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償	53,000			
教育施設 過年度発生国庫 補助事業費	59,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	53,000			
公共土木直轄 災害復旧事業 負担金	40,000	(その他)	おいては、	は借換えをす	10,140,000			
公共土木直轄 災害復旧事業 負担金	40,000	工事その他	当該見直	ることができ	10,140,000			
防災施設 整備事業費	32,000	の都合により、	し後の利	る。	527,000			
防災施設 整備事業費	32,000	一部又は全部	率)		527,000			
心身障害児 福祉施設 整備事業費	132,000	を翌年度以降			129,000			
心身障害児 福祉施設 整備事業費	132,000	に繰り下げて			129,000			
障がい者福祉施設 整備事業費	103,000	借り入れるこ			360,000			
障がい者福祉施設 整備事業費	103,000	とができる。			360,000			
老人福祉施設 整備事業費	169,000	発行価格が			208,000			
老人福祉施設 整備事業費	169,000	額面金額を下			208,000			
清水が丘学園 整備事業費	323,000	回るときは、			498,000			
清水が丘学園 整備事業費	323,000	その発行差額			498,000			
保健環境 研究所費	80,000	をうめるため			83,000			
保健環境 研究所費	80,000	必要な金額を			83,000			
保健 整備事業費	4,000	加算した額を			177,000			
保健 整備事業費	4,000	限度額とする			177,000			
技術短期大学 整備事業費	185,000	ことができる。			462,000			
技術短期大学 整備事業費	185,000	ことができる。			462,000			
農業試験 機関費	456,000				201,000			
農業試験 機関費	456,000				201,000			
単県農業農村 整備事業費	110,000				71,000			
単県農業農村 整備事業費	110,000				71,000			
単県林道 整備事業費	2,000				37,000			
単県林道 整備事業費	2,000				37,000			
林地崩壊防 止事業費	12,000				28,000			
林地崩壊防 止事業費	12,000				28,000			
伝統工芸館 整備事業費	37,000				7,000			
伝統工芸館 整備事業費	37,000				7,000			
産業技術セン ター整備事業費	8,000				5,960,000			
産業技術セン ター整備事業費	8,000				5,960,000			
単県道路 整備事業費	5,978,000				9,579,000			
単県道路 整備事業費	5,978,000				9,579,000			
単県河川 整備事業費	10,091,000				1,334,000			
単県河川 整備事業費	10,091,000				1,334,000			
警察施設 整備事業費	1,451,000							
警察施設 整備事業費	1,451,000							

(補正前に同じ)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
交通安全施設整備事業費	千円 533,000	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円 510,000			
私立学校施設整備事業費	3,000	財務省、地方公共団体金	以 内	含め30年以内				
県立高等学校整備事業費	6,666,000	融機構、会社、その他	(ただし、	半年賦元利	6,559,000			
文化財保存整備事業費	29,000	(借入方法)	利率見直し方式で	均等償還又は元金均等償還、	19,000			
社会教育施設整備事業費	284,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	借り入れ	満期一括償還等	298,000			
県立美術館整備事業費	191,000	(その他)	る資金に	等		(補正前に同じ)		
県営体育施設整備事業費	270,000	工事その他	ついて、	ただし、県	64,000			
耕地現年発生単県災害復旧事業費	33,000	(その他)	利率の見直しを行った後に	財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	11,000			
教育施設過年発生単県災害復旧事業費	6,000	の都合により、一部又は全部	当該見直し後の利率)	る。	5,000			
臨時財政対策債	3,908,000	を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。			2,752,731			
計	86,740,000				97,446,731			

令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ151,540千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,556,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		10	△ 8	2
	1 一般会計繰入金	10	△ 8	2
2 繰越金		4,060	2	4,062
	1 繰越金	4,060	2	4,062
3 諸収入		1,704,326	△ 151,534	1,552,792
	1 貸付金元利収入	1,700,129	△ 151,200	1,548,929
	2 雑入	4,197	△ 334	3,863
歳入合計		1,708,396	△ 151,540	1,556,856

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		9,993		9,993
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	9,993		9,993
2 公 債 費		1,657,038	△ 126,476	1,530,562
	1 公 債 費	1,657,038	△ 126,476	1,530,562
3 諸 支 出 金		41,365	△ 25,064	16,301
	1 繰 出 金	41,365	△ 25,064	16,301
歳 出 合 計		1,708,396	△ 151,540	1,556,856

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和6年度	千円 263

令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,097千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,709千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		13,306	5,097	18,403
	1 繰越金	13,306	5,097	18,403
歳 入 合 計		94,612	5,097	99,709

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民生費		89,847	5,097	94,944
	1 母子父子寡婦福祉資金	89,847	5,097	94,944
歳 出 合 計		94,612	5,097	99,709

令和5年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)

令和5年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,300,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,600,000	△ 542,269	2,057,731
	1 証紙収入	2,600,000	△ 542,269	2,057,731
2 繰越金		200,000	42,269	242,269
	1 繰越金	200,000	42,269	242,269
歳 入 合 計		2,800,000	△ 500,000	2,300,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		2,800,000	△ 500,000	2,300,000
	1 繰出金	2,800,000	△ 500,000	2,300,000
歳 出 合 計		2,800,000	△ 500,000	2,300,000

令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和6年度	千円 140

令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)

令和5年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,352千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,861,762千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び 手数料		868,988	△ 69,857	799,131
	1 使用料	868,988	△ 69,857	799,131
2 財産収入		80,000	△ 80,000	
	1 財産売払 収入	80,000	△ 80,000	
3 繰入金		882,232	78,250	960,482
	1 一般会計 繰入金	882,232	78,250	960,482
4 繰越金			80,255	80,255
	1 繰越金		80,255	80,255
5 県 債		1,022,000	△ 11,000	1,011,000
	1 県 債	1,022,000	△ 11,000	1,011,000
歳 入 合 計		2,864,114	△ 2,352	2,861,762

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		1,852,419	△ 2,352	1,850,067
	1 港 湾 費	1,852,419	△ 2,352	1,850,067
2 公 債 費		1,011,695		1,011,695
	1 公 債 費	1,011,695		1,011,695
歳 出 合 計		2,864,114	△ 2,352	2,861,762

第2表 繰越明許費補正
変 更

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 土 木 費		1,348,573	1,339,014
	1 港 湾 費	1,348,573	1,339,014
合 計		1,348,573	1,339,014

第3表 債務負担行為補正
変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和6年度	千円 11,818	(補正前に同じ)	令和6年度	千円 28,171

第4表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備費	千円	(借入先) 財務省、地方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円			
	1,022,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	(ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。				
					1,011,000	(補正前に同じ)		

令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,809千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,289千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		45,391	△ 3,809	41,582
	1 繰越金	45,391	△ 3,809	41,582
歳 入 合 計		85,098	△ 3,809	81,289

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土木費		85,098	△ 3,809	81,289
	1 港湾費	85,098	△ 3,809	81,289
歳 出 合 計		85,098	△ 3,809	81,289

令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ380,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 債		400,000	△ 20,000	380,000
	1 県 債	400,000	△ 20,000	380,000
歳 入 合 計		400,000	△ 20,000	380,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		400,000	△ 20,000	380,000
	1 道 路 橋りょう費	400,000	△ 20,000	380,000
歳 出 合 計		400,000	△ 20,000	380,000

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
国直轄道路用地先行取得事業費	千円	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で)	据置期間を含め15年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等	千円			
	400,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。				
					380,000	(補正前に同じ)		

令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ254,893千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ417,655千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		34,118	△ 17,163	16,955
	1 繰越金	34,118	△ 17,163	16,955
2 諸収入		637,541	△ 237,730	399,811
	1 貸付金 元利収入	637,541	△ 237,730	399,811
歳 入 合 計		672,548	△ 254,893	417,655

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		672,548	△ 254,893	417,655
	1 育英資金	672,548	△ 254,893	417,655
歳 出 合 計		672,548	△ 254,893	417,655

第2表 債務負担行為 設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
		千円	
1 育英資金返還金収納事務委託業務	令和6年度	1,264	
2 督促状等関係事務委託業務	令和6年度	25	
3 情報処理関連業務	令和6年度	1,162	

令和5年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110,163千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ702,853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		646	△ 518	128
	1 一般会計 繰入金	646	△ 518	128
2 繰越金		284,195	△ 101,719	182,476
	1 繰越金	284,195	△ 101,719	182,476
3 諸収入		528,175	△ 7,926	520,249
	1 貸付金 元利取入	361,925	△ 7,926	353,999
歳 入 合 計		813,016	△ 110,163	702,853

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業 林業費		813,009	△ 110,163	702,846
	1 林業改善 資金	813,009	△ 110,163	702,846
歳 出 合 計		813,016	△ 110,163	702,853

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
木材産業等高度化推進資金貸付	令和6年度	千円 332,500

令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和5年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,564千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,273千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	771	△ 764	7
	1 一般会計 繰入金	771	△ 764	7
2	繰越金	87,901	△ 53,420	34,481
	1 繰越金	87,901	△ 53,420	34,481
3	諸収入	67,165	△ 20,380	46,785
	1 貸付金 元利収入	67,165	△ 20,380	46,785
歳入合計		155,837	△ 74,564	81,273

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	農水産業 林費	155,837	△ 74,564	81,273
	1 沿岸漁業 改善資金	155,837	△ 74,564	81,273
歳出合計		155,837	△ 74,564	81,273

令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)
 令和5年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算(第1号)
 は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,173,837千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,537,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		1,810,140	△ 533,837	1,276,303
	1 一般会計繰入金	1,810,140	△ 533,837	1,276,303
2 県債		640,000	△ 640,000	
	1 県債	640,000	△ 640,000	
歳入合計		2,710,941	△ 1,173,837	1,537,104

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		2,692,190	△ 1,173,837	1,518,353
	1 工 鉦 業 費	2,692,190	△ 1,173,837	1,518,353
歳 出 合 計		2,710,941	△ 1,173,837	1,537,104

第2表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		1,455,747
	1 工 鉦 業 費	1,455,747
合 計		1,455,747

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用地造成費 工事	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円			
	640,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。		ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。				

令和5年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)

令和5年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ883,121千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,008,424千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		397,655	△ 51,003	346,652
	1 財産運用収入	397,655	△ 51,003	346,652
2 繰入金		56,242,230	△ 832,262	55,409,968
	1 一般会計繰入金	37,878,730	△ 832,262	37,046,468
3 繰越金			144	144
	1 繰越金		144	144
歳 入 合 計		110,891,545	△ 883,121	110,008,424

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		110,891,545	△ 883,121	110,008,424
	1 公 債 費	110,891,545	△ 883,121	110,008,424
歳 出 合 計		110,891,545	△ 883,121	110,008,424

第2表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
情報処理関連業務	令和6年度	千円 176	

令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,060,777千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,209,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		55,422,399	364,508	55,786,907
	1 負担金	55,422,399	364,508	55,786,907
2 国庫支出金		58,371,628	△ 2,051,475	56,320,153
	1 国庫負担金	37,791,717	△ 1,244,271	36,547,446
	2 国庫補助金	20,579,911	△ 807,204	19,772,707
3 財産収入		38,218	△ 4,895	33,323
	1 財産運用収入	38,218	△ 4,895	33,323
4 繰入金		12,710,278	2,391,483	15,101,761
	1 一般会計繰入金	11,903,198	108,695	12,011,893
	2 基金繰入金	807,080	2,282,788	3,089,868
5 繰越金		248	4,519,695	4,519,943
	1 繰越金	248	4,519,695	4,519,943
6 諸収入		65,606,203	△ 158,539	65,447,664
	1 雑入	65,606,203	△ 158,539	65,447,664

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
歳入	合計	192,148,974	5,060,777	197,209,751

歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 民生費		191,972,335	5,070,855	197,043,190
	1 社会福祉費	191,972,335	5,070,855	197,043,190
2 衛生費		176,639	△ 10,078	166,561
	1 公衆衛生費	176,639	△ 10,078	166,561
歳出	合計	192,148,974	5,060,777	197,209,751

第2表 債務負担行為

設定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和6年度	千円 11

令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第5号)

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 流域下水道事業収益	3,371,133千円	67,578千円	3,438,711千円
第1項 営業外収益	1,633,102千円	67,578千円	1,700,680千円
	支 出		
第1款 流域下水道事業費用	3,490,595千円	△167,325千円	3,323,270千円
第1項 営業費用	3,413,984千円	△183,296千円	3,230,688千円
第2項 営業外費用	76,611千円	15,971千円	92,582千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「487,543千円」を「487,789千円」に、「32,770千円」を「36,910千円」に、「454,773千円」を「450,879千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,651,636千円	367,139千円	2,018,775千円
第1項 企業債	365,000千円	325,000千円	690,000千円
第2項 他会計借入金	0千円	360,000千円	360,000千円
第3項 補助金	911,450千円	△162,800千円	748,650千円
第4項 負担金	366,325千円	△155,061千円	211,264千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,139,179千円	367,385千円	2,506,564千円
第1項 建設改良費	1,646,069千円	367,075千円	2,013,144千円
第2項 企業債償還金	484,249千円	310千円	484,559千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	58,780千円	△1,756千円	57,024千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和6年度	千円 1,210

令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県電気事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度熊本県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	3,865,856千円	728千円	3,866,584千円
第2項 営業外収益	23,217千円	728千円	23,945千円
	支 出		
第1款 事業費	2,541,687千円	△82,806千円	2,458,881千円
第1項 営業費用	2,179,376千円	△82,806千円	2,096,570千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,382,850千円」を「1,262,658千円」に、「30,177千円」を「15,887千円」に、「1,087,780千円」を「981,878千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	302,554千円	△37,000千円	265,554千円
第2項 企業債	37,000千円	△37,000千円	0千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,685,404千円	△157,192千円	1,528,212千円
第1項 建設改良費	281,953千円	△157,192千円	124,761千円

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた起債の限度額「37,000千円」を「0千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	484,811千円	△20,415千円	464,396千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和6年度 ～令和8年度	千円 23,351
	年次別内訳	
	令和6年度	10,641
	令和7年度	6,355
	令和8年度	6,355
情報処理関連業務	令和6年度	1,170
事務機器等賃借	令和6年度	106

令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度熊本県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,072,835千円	66,064千円	1,138,899千円
第1項 営業収益	730,038千円	61,907千円	791,945千円
第2項 営業外収益	342,797千円	4,157千円	346,954千円
	支 出		
第1款 事業費	1,262,064千円	59,914千円	1,321,978千円
第1項 営業費用	1,217,876千円	59,914千円	1,277,790千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,581千円」を「不足する額1,868千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,581千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,868千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	904,599千円	899,477千円	1,804,076千円
第1項 企業債	183,000千円	513,000千円	696,000千円
第3項 工事受託金	134,300千円	44,764千円	179,064千円
第4項 補助金	106,858千円	341,713千円	448,571千円
	支 出		
第1款 資本的支出	906,180千円	899,764千円	1,805,944千円
第1項 建設改良費	319,584千円	899,764千円	1,219,348千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的に「新規工業用水道事業」を加え、起債の限度額に「513,000千円」を加える。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	64,784千円	2,992千円	67,776千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和6年度	千円 5,452
工業用水道事業関係業務	令和6年度 ～令和8年度	7,633
	年次別内訳	
	令和6年度	2,547
	令和7年度	2,543
	令和8年度	2,543

令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	116,030千円	△146千円	115,884千円
第2項 営業外収益	4,984千円	△146千円	4,838千円
	支 出		
第1款 事業費	45,226千円	△597千円	44,629千円
第1項 営業費用	37,226千円	△597千円	36,629千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	9,860千円	△597千円	9,263千円

令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,726,586千円	△107,694千円	1,618,892千円
第1項 医 業 収 益	752,060千円	△231,069千円	520,991千円
第2項 医 業 外 収 益	974,526千円	123,375千円	1,097,901千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,732,184千円	△135,824千円	1,596,360千円
第1項 医 業 費 用	1,703,519千円	△135,824千円	1,567,695千円

(資本的収入)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	227,583千円	9,624千円	237,207千円
第1項 一般会計負担金	227,583千円	9,624千円	237,207千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,057,094千円	△106,394千円	950,700千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和6年度	千円 8,113
情報処理関連業務	令和6年度	12,489

令和6年度熊本県一般会計予算

令和6年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ770,748,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県 税		163,988,650
	1 県 民 税	43,589,266
	2 事 業 税	43,472,038
	3 地 方 消 費 税	31,244,174
	4 不 動 産 取 得 税	4,455,967
	5 県 た ば こ 税	2,167,312
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	628,283
	7 軽 油 引 取 税	14,402,688
	8 自 動 車 税	23,874,246
	9 鉦 区 税	11,115
	10 狩 猟 税	18,017
	11 産 業 廃 棄 物 税	125,544
2 地方消費税清算金		87,356,233
	1 地方消費税清算金	87,356,233

款	項	金 額
3 地方譲与税		千円 31,012,193
	1 特別法人事業譲与税	28,288,828
	2 地方揮発油譲与税	2,207,991
	3 石油ガス譲与税	54,048
	4 自動車重量譲与税	241,235
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	207,789
	7 航空機燃料譲与税	12,301
4 地方特例交付金		4,710,504
	1 地方特例交付金	4,710,504
5 地方交付税		229,346,281
	1 地方交付税	229,346,281
6 交通安全対策特別交付金		247,388
	1 交通安全対策特別交付金	247,388
7 分担金及び負担金		2,219,186

款	項	金 額
		千円
	1 分 担 金	328,530
	2 負 担 金	1,890,656
8 使用料及び手数料		9,037,556
	1 使 用 料	6,422,969
	2 手 数 料	2,614,587
9 国庫支出金		98,004,778
	1 国庫負担金	42,325,321
	2 国庫補助金	53,960,619
	3 国庫委託金	1,718,838
10 財産収入		1,461,187
	1 財産運用収入	893,184
	2 財産売却収入	568,003
11 寄 附 金		620,796
	1 寄 附 金	620,796
12 繰 入 金		38,118,811

款	項	金 額
		千円
	1 特別会計繰入金	258,935
	2 基金繰入金	37,859,876
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		63,862,838
	1 延滞金、加算金及び過料等	106,246
	2 県預金利子	2,235
	3 貸付金元利収入	52,286,465
	4 受託事業収入	1,749,783
	5 収益事業収入	2,612,780
	6 利子割精算金収入	69
	7 雑収入	7,105,260
15 県債		40,761,998
	1 県債	40,761,998
歳入合計		770,748,400

歳 出		
款	項 目	金 額
1 議 会 費		千円
		1,864,730
	1 議 会 費	1,864,730
2 総 務 費		35,565,988
	1 総 務 管 理 費	14,197,233
	2 企 画 費	7,271,684
	3 徴 税 費	7,831,486
	4 市 町 村 振 興 費	3,158,340
	5 選 挙 費	51,068
	6 防 災 費	2,215,677
	7 統 計 調 査 費	478,509
	8 人 事 委 員 会 費	179,844
	9 監 査 委 員 費	182,147
3 民 生 費		104,775,025
	1 社 会 福 祉 費	58,967,315

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	40,353,436
	3 生 活 保 護 費	4,825,715
	4 災 害 救 助 費	628,559
4 衛 生 費		60,292,839
	1 公 衆 衛 生 費	45,651,674
	2 環 境 衛 生 費	11,445,295
	3 保 健 所 費	1,677,289
	4 医 薬 費	1,518,581
5 勞 働 費		4,754,570
	1 勞 政 費	194,737
	2 職 業 訓 練 費	4,219,321
	3 失 業 対 策 費	227,582
	4 勞 働 委 員 会 費	112,930
6 農 林 水 産 業 費		44,099,051
	1 農 業 費	16,119,655

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	3,214,404
	3 農 地 費	11,196,333
	4 林 業 費	9,139,147
	5 水 産 業 費	4,429,512
7 商 工 費		64,404,517
	1 商 業 費	54,978,849
	2 工 鉱 業 費	7,690,133
	3 観 光 費	1,735,535
8 土 木 費		45,244,769
	1 土 木 管 理 費	2,555,177
	2 道 路 橋 り よ う 費	19,870,364
	3 河 川 海 岸 費	10,738,782
	4 港 湾 費	2,684,716
	5 都 市 計 画 費	7,761,723
	6 住 宅 費	1,634,007

款	項	金 額
9 警 察 費		千円 42,132,791
	1 警 察 管 理 費	37,634,902
	2 警 察 活 動 費	4,497,889
10 教 育 費		146,612,987
	1 教 育 総 務 費	36,830,067
	2 小 学 校 費	36,095,237
	3 中 学 校 費	21,727,050
	4 高 等 学 校 費	32,427,413
	5 特 別 支 援 学 校 費	12,965,208
	6 大 学 費	1,465,897
	7 社 会 教 育 費	2,732,198
11 災 害 復 旧 費		17,894,017
	1 総 務 災 害 復 旧 費	280,025
	2 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	8,157,418

款	項	金 額
		千円
	3 商工災害復旧費	127,457
	4 土木災害復旧費	9,148,975
	5 警察災害復旧費	4,078
	6 教育災害復旧費	176,064
12 公 債 費		101,817,801
	1 公 債 費	101,817,801
13 諸 支 出 金		101,089,315
	1 繰 出 金	16,835,081
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	439,799
	3 利子割交付金	41,516
	4 利子割精算金	143
	5 地 方 消 費 税 金 清 算 金	30,737,006
	6 地 方 消 費 税 金 交 付 金	43,892,396
	7 配当割交付金	707,411
	8 株式等譲渡所得割 交 付 金	724,537

款	項	金 額
		千円
	9 軽油引取税金 交 付	3,355,028
	10 所得割交付金	132,413
	11 環境性能割金 交 付	897,464
	12 法人事業税金 交 付	3,326,521
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		770,748,400

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 県庁舎空調設備改修事業 熊本市	令和7年度	千円 552,935
2 県庁舎昇降機設備改修事業 熊本市	令和7年度	189,443
3 県庁舎新館改修事業 熊本市	令和7年度	121,219
4 県庁舎昇降機設備設計業務 熊本市	令和7年度	37,792
5 天草地域職員住宅集約化検討事業	令和7年度	10,851
6 県立劇場施設整備事業 熊本市	令和7年度	74,984
7 防災情報通信基盤整備事業 荒尾市ほか21市町村	令和7年度	667,919
8 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和6年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和6年度 ～令和9年度	4,500
9 こども総合療育センター整備事業 宇城市	令和7年度	297,781
10 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対する 生活費等資金の貸付け	令和7年度 ～令和9年度	1,578
	年次別内訳	
	令和7年度	526
	令和8年度	526
令和9年度	526	
11 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	令和7年度 ～令和11年度	57,435
	年次別内訳	
	令和7年度	11,487
	令和8年度	11,487
	令和9年度	11,487
	令和10年度	11,487
令和11年度	11,487	
12 職業能力開発拠点整備事業 熊本市	令和7年度	967,698

事 項	期 間	限 度 額													
13 障がい者訓練委託業務	令和7年度	千円 2,605													
14 離職者訓練等委託業務	令和7年度	271,497													
15 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に2億2,400万円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	令和6年度 ～令和16年度	134,400													
16 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に13億6,000万円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和6年度 ～令和16年度	816,000													
17 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億2,524万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和6年度 ～令和16年度	76,000													
18 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和6年度において総額53億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和7年度 ～令和27年度	581,016													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個 人</td> <td rowspan="2">農 協 銀 行</td> <td rowspan="2">15年 以内</td> <td rowspan="2">年1.30%以内</td> </tr> <tr> </tr> <tr> <td rowspan="2">共 同</td> <td>農 協</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> <td>年0.80%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内	共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内	銀 行	年0.80%以内	年次別内訳 令和7年度 61,932 令和8年度 63,900 令和9年度 63,900 令和10年度 60,430 令和11年度 55,207 令和12年度 50,079 令和13年度 44,950 令和14年度 39,928 令和15年度 34,691 令和16年度 29,563 令和17年度 24,433 令和18年度 19,357 令和19年度 14,175 令和20年度 9,046 令和21年度 3,919 令和22年度 2,096 令和23年度 1,557 令和24年度 1,086 令和25年度 615 令和26年度 145 令和27年度 7
区 分	期 間	利子補給率													
個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内												
共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内												
	銀 行			年0.80%以内											

事 項	期 間	限 度 額
19 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、令和6年度において総額5億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和7年度 ～令和22年度	千円 48,684
	年次別内訳	
	令和7年度	6,358
	令和8年度	6,500
	令和9年度	6,500
	令和10年度	5,961
	令和11年度	5,219
	令和12年度	4,484
	令和13年度	3,749
	令和14年度	3,022
	令和15年度	2,278
	令和16年度	1,543
	令和17年度	1,159
	令和18年度	885
	令和19年度	612
令和20年度	341	
令和21年度	70	
令和22年度	3	
20 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会(以下「協会」という。)が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和6年度 ～令和7年度	739,405
21 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会(以下「協会」という。)が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和6年度 ～令和7年度	4,378
22 美登里地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和7年度 ～令和9年度	1,460,000
	年次別内訳	
	令和7年度	744,000
令和8年度	512,000	
令和9年度	204,000	
23 第二宇土八水地区農業生産基盤整備事業 熊本市・宇土市	令和7年度	100,000
24 津口・芝口1期地区農業生産基盤整備事業 八 代 市	令和7年度 ～令和8年度	2,400,000
	年次別内訳	
令和7年度	1,150,000	
令和8年度	1,250,000	

期 間	利子補給率
15年以内	年1.30%以内

事 項	期 間	限 度 額
25 共和地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和7年度	千円 423,000
26 晒地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和7年度 ～令和8年度	934,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	340,000 594,000
27 教良木地区農業生産基盤整備事業 上天草市・天草市	令和7年度 ～令和8年度	740,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	300,000 440,000
28 若洲地区農業生産基盤整備事業 宇城市・氷川町	令和7年度 ～令和8年度	1,500,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	750,000 750,000
29 小島地区農業生産基盤整備事業 天 草 市	令和7年度	220,000
30 第二上益城中央地区中山間地域総合整備事業 御 船 町 ほか2町	令和7年度 ～令和8年度	220,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	120,000 100,000
31 松原地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和7年度 ～令和8年度	1,200,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	800,000 400,000
32 砂川地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和7年度 ～令和10年度	3,500,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	1,020,000 1,000,000 880,000 600,000

事 項	期 間	限 度 額														
33 第二清願寺地区農村地域防災減災事業 あ さ ぎ り 町	令和7年度 ～令和8年度	千円 540,000														
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	270,000 270,000														
34 大矢野種苗生産施設整備事業 上 天 草 市	令和7年度	68,218														
35 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、令和6年度において総額8億4,000万円 の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対 する利子補給	令和7年度 ～令和26年度	82,257														
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度 令和24年度 令和25年度 令和26年度	7,305 7,305 7,305 7,082 6,635 6,189 5,741 5,294 4,847 4,400 3,954 3,506 3,059 2,613 2,166 1,748 1,360 971 583 194														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">個 人 施 設 等 資 金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td style="text-align: center;">20年 以内</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td> <td style="text-align: center;">5年 以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">共 同 利 用</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td> <td style="text-align: center;">20年 以内</td> <td style="text-align: center;">年0.80% 以内</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		期 間	利 子 補 給 率	個 人 施 設 等 資 金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内	共 同 利 用	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.80% 以内
区 分		期 間	利 子 補 給 率													
個 人 施 設 等 資 金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内													
	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内														
共 同 利 用	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.80% 以内													
36 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁 業者に対し、令和6年度において総額8,000万円 の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対 する利子補給	令和7年度 ～令和16年度	6,767														
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度	1,041 1,043 1,041 966 819 668 520 371 224 74														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10年以内</td> <td style="text-align: center;">年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>			期 間	利子補給率	10年以内	年1.30%以内										
期 間	利子補給率															
10年以内	年1.30%以内															

事 項	期 間	限 度 額			
37 伝統工芸館施設整備事業 熊 本 市	令和7年度	千円 706,282			
38 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額180億5,000万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和6年度 ～令和19年度	202,960			
39 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和7年度 ～令和16年度	12,004			
	<table border="1" data-bbox="245 824 863 943"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内
期 間	利子助成率				
10年以内	年1.0%以内				
40 福岡事務所施設賃借	令和7年度 ～令和8年度	19,519			
	年次別内訳 令和7年度 10,184 令和8年度 9,335				
41 企業立地促進費補助	令和7年度 ～令和22年度	5,525,001			
	年次別内訳 令和7年度 1,044,900 令和8年度 380,101 令和9年度 300,000 令和10年度 300,000 令和11年度 300,000 令和12年度 300,000 令和13年度 300,000 令和14年度 300,000 令和15年度 300,000 令和16年度 300,000 令和17年度 300,000 令和18年度 300,000 令和19年度 300,000 令和20年度 300,000 令和21年度 300,000 令和22年度 200,000				

事 項	期 間	限 度 額
42 産業展示場施設整備事業 益 城 町	令和7年度	千円 27,831
43 産業技術センターLED照明設備改修事業 熊 本 市	令和7年度	77,988
44 地域道路改築事業 (新山原水線(仮)原水跨線橋) 菊 陽 町	令和7年度	1,151,000
45 警察関係業務	令和7年度	636,630
46 熊本工業高校実習棟改築工事 熊 本 市	令和7年度	641,406
47 県立高等学校仮設校舎賃借	令和7年度 ～令和10年度	307,905
	年次別内訳	
	令和7年度	99,861
	令和8年度	99,861
	令和9年度	99,861
令和10年度	8,322	
48 県立高等学校空調設備整備事業 玉 名 市	令和7年度	29,750
49 済々饗高校整備事業 熊 本 市	令和7年度	633,373
50 玉名高校整備事業 玉 名 市	令和7年度	967,443
51 小川工業高校整備事業 宇 城 市	令和7年度	372,279
52 高森高校実習棟等改築工事 高 森 町	令和7年度	337,996
53 県立美術館分館改修事業 熊 本 市	令和7年度	18,720
54 永青文庫推進事業	令和7年度	14,602
55 県立総合体育館改修整備事業 熊 本 市	令和7年度	91,567

事 項	期 間	限 度 額
56 中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和7年度 ～令和26年度	千円 9,057
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度 令和24年度 令和25年度 令和26年度	787 787 787 764 718 672 625 579 533 486 440 394 348 301 255 209 162 116 70 24
57 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和6年度 ～令和16年度	元金 1,175,000,000 千円及びその利息に相当する金額
58 県有施設等管理業務	令和7年度 ～令和10年度	14,384
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	3,596 3,596 3,596 3,596
59 情報処理関連業務	令和7年度 ～令和9年度	2,391,790
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度	940,214 1,013,396 438,180

期 間	利子助成率
20年以内	年2.0%以内

事 項	期 間	限 度 額
60 事務機器等賃借	令和7年度 ～令和16年度	千円 2,637,276
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度	635,698 517,476 517,148 515,643 267,002 167,327 9,754 2,891 2,891 1,446

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童相談所整備事業費	千円 2,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
身体障害者福祉センター整備事業費	2,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
医療施設整備事業費	24,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
職業能力開発校整備事業費	1,485,000	(その他)		
土地改良国庫補助事業費	1,331,000	工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
農地海岸保全国庫補助事業費	231,000			
農地防災国庫補助事業費	117,000			
湛水防除国庫補助事業費	506,000			
林道国庫補助事業費	304,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
治山国庫補助事業費	1,285,000			
保安林整備国庫補助事業費	90,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	113,000			
漁港国庫補助事業費	40,000			
漁港海岸保全国庫補助事業費	1,000			
観光施設整備事業費	194,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう 国庫補助事業費	千円 4,344,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
道路維持 国庫補助事業費	1,658,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
河川 国庫補助事業費	785,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
砂防 国庫補助事業費	714,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直し	ただし、県財政 の都合により、繰
港湾建設 国庫補助事業費	96,000	発行を含む。)	しを行った	上償還をなし、又
土地区画整理 事業費	500,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見	は借換えをすること ができる。
街路 国庫補助事業費	1,047,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
都市公園整備 事業費	120,000	降に繰り下げて借 り入れることがで		
公営住宅 建設事業費	262,000	きる。 発行価格が額面		
鉄道施設 過年度発生国庫 補助事業費	280,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
耕地災害 過年度発生国庫 補助事業費	177,000	をうめるため必要 な金額を加算した		
治山災害 現年度発生国庫 補助事業費	2,000	額を限度額とする ことができる。		
治山災害 過年度発生国庫 補助事業費	50,000			
漁港災害 現年度発生国庫 補助事業費	6,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木 現年発生国庫 補助事業費	千円 329,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
公共土木 過年発生国庫 補助事業費	2,200,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
教育施設 過年発生国庫 補助事業費	74,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
議会棟整備 事業費	365,000			
総合庁舎整備 事業費	142,000			
県庁舎整備 事業費	449,000			
県立劇場整備 事業費	32,000			
地域公共交通 確保維持改善 事業費	233,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
防災施設 整備事業費	755,000			
消防学校整備 事業費	80,000			
くまもと県民交流館 整備事業費	5,000			
総合相談所 整備費	178,000			
心身障害児福祉 施設整備事業費	158,000			
老人福祉施設整備 事業費	463,000			
清水が丘学園整備 事業費	195,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健環境科学研究所整備事業費	千円 85,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
ゼロカーボン推進事業費	3,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
動物愛護施設整備事業費	1,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
保健所整備事業費	11,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
技術短期大学校整備事業費	253,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをすること
農業公園整備事業費	401,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利	とができる。
農業大学校整備事業費	51,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借	率)	
農業試験研究機関整備事業費	208,000	り入れることがで きる。		
単県農業農村整備事業費	63,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
単県農地防災事業費	42,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
単県林道整備事業費	3,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
単県治山事業費	66,000	とすることができる。		
森林公園整備事業費	1,000			
水産施設整備事業費	51,000			
単県漁港整備事業費	37,000			
水産研究センター整備事業費	60,000			
伝統工芸館整備事業費	421,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業展示場整備 事業費	千円 40,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
産業技術センター 整備事業費	70,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
県有施設保全改修 事業費	363,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
単県道路整備 事業費	1,657,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
単県河川整備 事業費	3,301,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	
単県砂防整備 事業費	1,229,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利 率)	
単県河川海岸整備 事業費	1,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
単県港湾整備 事業費	334,000	り入れることがで きる。		
単県土地区画整理 事業費	1,178,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
単県街路整備 事業費	83,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
警察施設整備 事業費	1,107,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
交通安全施設整備 事業費	842,000	ことができる。		
私立学校施設整備 事業費	2,000			
県立高等学校整備 事業費	4,187,000			
文化財保存整備 事業費	67,000			
社会教育施設整備 事業費	64,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 県立美術館整備 事業費 215,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。	
県営体育施設整備 事業費 636,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。	
耕 地 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 418,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。	
治 山 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 23,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。	
漁 港 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 2,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。	
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 281,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。	
公 共 土 木 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 164,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。	
教 育 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 9,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。	
臨時財政対策債 1,257,998	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。	

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p style="text-align: center;">公 有 林 業 整 備 費 事 業 費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">50,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め50年以内 年賦元利均等償還又は元金均等償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>
<p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: center;">40,761,998</p>			

令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

令和6年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ901,566千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		5
	1 一般会計繰入金	5
2 繰 越 金		2,590
	1 繰 越 金	2,590
3 諸 収 入		898,971
	1 貸付金元利収入	895,737
	2 雑 入	3,234
歳 入 合 計		901,566

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 5,673
	1 中小企業振興資金	5,673
2 公 債 費		861,319
	1 公 債 費	861,319
3 諸 支 出 金		34,574
	1 繰 出 金	34,574
歳 出 合 計		901,566

令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和6年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,035千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 37,740
	1 繰 越 金	37,740
2 諸 収 入		77,295
	1 貸付金元利収入	77,295
歳 入 合 計		115,035

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 91,768
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	91,768
2 公 債 費		14,367
	1 公 債 費	14,367
3 諸 支 出 金		8,900
	1 繰 出 金	8,900
歳 出 合 計		115,035

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金等の貸付け	令和7年度 ～令和12年度	千円 287,280
	年次別内訳	
	令和7年度	47,880
	令和8年度	47,880
	令和9年度	47,880
	令和10年度	47,880
	令和11年度	47,880
令和12年度	47,880	

令和6年度熊本県収入証紙特別会計予算

令和6年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,600,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,400,000
	1 証 紙 収 入	2,400,000
2 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
歳 入 合 計		2,600,000

歳 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 2,600,000
	1 繰 出 金	2,600,000
歳 出 合 計		2,600,000

令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和6年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 349,114千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		167,109
	1 財 産 運 用 収 入	237
	2 財 産 売 払 収 入	166,872
2 繰 入 金		121,183
	1 一 般 会 計 繰 入 金	106,864
	2 基 金 繰 入 金	14,319
3 繰 越 金		60,822
	1 繰 越 金	60,822
歳 入 合 計		349,114

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円
		349,114
	1 高 等 学 校 費	349,114
歳 出 合 計		349,114

令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

令和6年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,054,937千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		860,914
	1 使 用 料	860,914
2 財 産 収 入		80,000
	1 財 産 売 払 収 入	80,000
3 繰 入 金		972,440
	1 一 般 会 計 繰 入 金	972,440
4 繰 越 金		68,398
	1 繰 越 金	68,398
5 諸 収 入		15,385
	1 雑 入	15,385
6 県 債		2,057,800
	1 県 債	2,057,800
歳 入 合 計		4,054,937

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		2,299,554
	1 港 湾 費	2,299,554
2 公 債 費		1,755,383
	1 公 債 費	1,755,383
歳 出 合 計		4,054,937

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 2,057,800	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。

令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

令和6年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ759,954千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		40,443
	1 財 産 運 用 収 入	40,443
2 繰 越 金		619,511
	1 繰 越 金	619,511
3 県 債		100,000
	1 県 債	100,000
歳 入 合 計		759,954

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 759,954
	1 港 湾 費	759,954
歳 出 合 計		759,954

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>八代臨海工業用地 造 成 事 業 費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">100,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

令和6年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,101,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 101,000
	1 財 産 売 払 収 入	101,000
2 県 債		1,000,000
	1 県 債	1,000,000
歳 入 合 計		1,101,000

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,000,000
	1 道路橋りょう費	1,000,000
2 公 債 費		101,000
	1 公 債 費	101,000
歳 出 合 計		1,101,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
国直轄道路用地 先行取得事業費	1,000,000	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 15年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等</p> <p>ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。</p>

令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和6年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ579,710千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		826
	1 財 産 運 用 収 入	826
2 繰 越 金		27,874
	1 繰 越 金	27,874
3 諸 収 入		551,010
	1 貸付金元利収入	551,010
歳 入 合 計		579,710

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円
		579,710
	1 育 英 資 金	579,710
歳 出 合 計		579,710

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和7年度	千円 356

令和6年度熊本県林業改善資金特別会計予算

令和6年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 881,979千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円
		1,809
	1 一般会計繰入金	1,809
2 繰 越 金		358,280
	1 繰 越 金	358,280
3 諸 収 入		521,890
	1 貸付金元利収入	355,640
	2 雑 入	166,250
歳 入 合 計		881,979

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 858,972
	1 林 業 改 善 資 金	858,972
2 諸 支 出 金		23,007
	1 繰 出 金	23,007
歳 出 合 計		881,979

令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和6年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,822千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		771
	1 一般会計繰入金	771
2 繰 越 金		98,416
	1 繰 越 金	98,416
3 諸 収 入		56,635
	1 貸付金元利収入	56,635
歳 入 合 計		155,822

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		155,822
	1 沿岸漁業改善資金	155,822
歳 出 合 計		155,822

令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

令和6年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,270,136千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 諸 収 入		1,270,136
	1 貸付金元利収入	1,270,136
歳 入 合 計		1,270,136

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		1,200,136
	1 市町村振興資金	1,200,136
2 諸 支 出 金		70,000
	1 繰 出 金	70,000
歳 出 合 計		1,270,136

令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

令和6年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,623,471千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		26,722
	1 財 産 運 用 収 入	26,722
2 繰 入 金		533,493
	1 一 般 会 計 繰 入 金	533,493
3 繰 越 金		346,256
	1 繰 越 金	346,256
4 県 債		1,717,000
	1 県 債	1,717,000
歳 入 合 計		2,623,471

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 2,604,720
	1 工 鉦 業 費	2,604,720
2 諸 支 出 金		18,751
	1 繰 出 金	18,751
歳 出 合 計		2,623,471

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>用地造成事業費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>1,717,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>

令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,518,866千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 チ ッ ソ 貸 付 費		107,319
	1 諸 収 入	107,319
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276,267
	1 繰 入 金	276,267
3 支 援 措 置 費		1,378,816
	1 国 庫 支 出 金	429,275
	2 繰 入 金	843,541
	3 県 債	106,000
4 一 時 金 支 払 関 係 支 援 費		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		2,518,866

歳 出		
款	項	金 額
1 チ ッ ソ 貸 付 費		千円 536,594
	1 公 債 費	536,594
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276,267
	1 公 債 費	276,267
3 支 援 措 置 費		949,541
	1 環 境 費	106,000
	2 公 債 費	843,541
4 一 時 金 支 払 関 係 支 援 費		756,464
	1 公 債 費	756,464
歳 出 合 計		2,518,866

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	106,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

令和6年度熊本県公債管理特別会計予算

令和6年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,744,586千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		383,156
	1 財 産 運 用 収 入	383,156
2 繰 入 金		59,287,281
	1 一 般 会 計 繰 入 金	39,880,781
	2 基 金 繰 入 金	19,406,500
3 県 債		57,074,149
	1 県 債	57,074,149
歳 入 合 計		116,744,586

歳出		
款	項	金額
1 公債費		千円 116,744,586
	1 公債費	116,744,586
歳出合計		116,744,586

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	57,074,149	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,763,565千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		56,050,425
	1 負担金	56,050,425
2 国庫支出金		57,617,029
	1 国庫負担金	38,038,619
	2 国庫補助金	19,578,410
3 財産収入		35,261
	1 財産運用収入	35,261
4 繰入金		12,719,956
	1 一般会計繰入金	11,969,956
	2 基金繰入金	750,000
5 繰越金		2,184
	1 繰越金	2,184
6 諸収入		64,338,710
	1 雑収入	64,338,710

款	項	金 額
		千円
歳 入 合 計		190,763,565

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 民 生 費		190,586,926
	1 社 会 福 祉 費	190,586,926
2 衛 生 費		176,639
	1 公 衆 衛 生 費	176,639
歳 出 合 計		190,763,565

令和6年度熊本県下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 関連市町村数	11市町村
(2) 年間総処理水量	30,469,494㎡
(3) 1日平均処理水量	83,478㎡
(4) 主要な建設改良事業	
イ 熊本北部流域下水道建設事業	1,179,500千円
ロ 球磨川上流流域下水道建設事業	366,600千円
ハ 八代北部流域下水道建設事業	774,400千円
ニ 特定公共下水道建設事業	39,368千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 下水道事業収益		3,361,484千円
第1項 営業収益		1,963,148千円
第2項 営業外収益		1,398,336千円
	支 出	
第1款 下水道事業費用		3,312,195千円
第1項 営業費用		3,230,954千円
第2項 営業外費用		81,241千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額513,722千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,392千円及び過年度分損益勘定留保資金467,330千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款 資本的収入		2,550,688千円
第1項 企業債		707,102千円
第2項 補助金		1,335,750千円
第3項 負担金		498,975千円
第4項 長期貸付金償還金		8,861千円
	支 出	
第1款 資本的支出		3,064,410千円
第1項 建設改良費		2,378,857千円
第2項 企業債償還金		676,692千円
第3項 他会計借入金償還金		8,861千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道建設事業 (管廊耐震等) 熊 本 市	令和7年度 ～令和8年度	千円 1,080,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	850,000 230,000

球磨川上流流域下水道建設事業 (管理棟耐水化等) 錦 町	令和7年度 ～令和8年度	882,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	573,000 309,000
八代北部流域下水道建設事業 (ポンプ棟耐水化等) 八 代 市	令和7年度	247,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 <small>千円</small>	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	254,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。
球磨川上流流域 下水道事業費	74,000			
八代北部流域 下水道事業費	169,000			
特定公共下水道 事業費	27,000	発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。		
借換債	183,102			
計	707,102			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 下水道事業費用

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 73,483千円

令和6年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 151,201,000kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	3,879,085千円
第1項 営業収益	3,858,230千円
第2項 営業外収益	20,855千円

支 出

第1款 事業費	3,118,727千円
第1項 営業費用	2,791,334千円
第2項 営業外費用	287,393千円
第3項 予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,581,188千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,239千円及び過年度分損益勘定留保資金1,551,949千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	265,554千円
第1項 他会計からの返還金	265,554千円

支 出

第1款 資本的支出	1,846,742千円
第1項 建設改良費	271,638千円
第2項 企業債償還金	759,550千円
第3項 他会計への繰出金	765,554千円
第4項 予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和7年度	千円 200,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 483,712千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和6年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	38箇所
(2) 年間総給水量	9,109,378m ³
(3) 一日平均給水量	24,957m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			1,194,274千円
第1項 営業収益			786,503千円
第2項 営業外収益			407,771千円
	支	出	
第1款 事業費			1,231,784千円
第1項 営業費用			1,194,076千円
第2項 営業外費用			27,708千円
第3項 予備費			10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額53,550千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,586千円及び過年度分損益勘定留保資金19,964千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			903,453千円
第1項 企業債			263,000千円
第2項 長期借入金			158,780千円
第3項 短期借入金			265,554千円
第4項 工事受託金			54,807千円
第5項 補助金			153,563千円
第6項 会計内返還金			7,749千円
	支	出	
第1款 資本的支出			957,003千円
第1項 建設改良費			409,252千円
第2項 企業債償還金			232,010千円
第3項 長期借入金償還金			35,187千円
第4項 短期借入金償還金			265,554千円
第5項 予備費			15,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	千円 263,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

65,691千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、102,068千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和6年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 収容台数 335台
- (2) 年間総駐車台数 225,432台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		114,176千円
第1項 営業収益		111,048千円
第2項 営業外収益		3,128千円
	支	出
第1款 事業費		47,347千円
第1項 営業費用		39,243千円
第2項 営業外費用		7,104千円
第3項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90千円及び地域振興積立金49,910千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0千円
	支	出
第1款 資本的支出		50,000千円
第1項 他会計への繰出金		50,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

 第1款 事業費

 第1項 営業費用

 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,981千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和6年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入 院	31,755人
外 来	21,870人
(3) 一日平均患者数	
入 院	87人
外 来	90人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		1,642,754千円
第1項 医業収益		661,834千円
第2項 医業外収益		980,920千円
	支 出	
第1款 病院事業費用		1,657,318千円
第1項 医業費用		1,634,443千円
第2項 医業外費用		22,375千円
第3項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額373,099千円は、過年度分損益勘定留保資金39,745千円、当年度分損益勘定留保資金110,955千円及び減債積立金222,399千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資本的収入		13,000千円
第1項 企業債		13,000千円
	支 出	
第1款 資本的支出		386,099千円
第1項 建設改良費		24,993千円
第2項 企業債償還金		356,106千円
第3項 予備費		5,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 利益積立金のうち222,399千円を減債積立金に目的外使用する。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設 補修工事	千円 13,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,012,514千円

(2) 交 際 費 70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。